

～ STOP！未成年飲酒 ～

関西大学学生が未成年者飲酒防止啓発チラシを配布

日時: 4月11日(木) 8:20～、 12:20～ 場所: 関西大学千里山キャンパス正門付近

関西大学学生センターでは、4月11日(木)千里山キャンパスにて、下記のとおり新生をはじめとする本学学生に向けて未成年者飲酒防止啓発チラシを配布します。

特定非営利活動法人ASK(アスク)が2010年から実施している「全国学生アルコール・ハラスメント(アルハラ)WEBアンケート」(別添参考データ参照)によると、アルハラ経験者(または、現場に居合わせた人)279人のうち238人が、「クラブ・サークル等課外活動や友人・ゼミなどの飲み会、もしくは新歓行事において」と回答しており、全体の約85%に相当します。

本学では、2011年度から大阪府小売酒販組合吹田支部などの協力を得て、新生を迎えるこの時期に未成年者の飲酒による事故が起こらないよう呼びかけを実施しております。当日は、本学学生・職員および大阪府小売酒販組合吹田支部の方々など約50人が、3,000枚の啓発チラシを関西大学正門付近にて配布するとともに、大学周辺の飲食店に対しても、協力を呼びかけるチラシを配布します。

記

- 1 日時 4月11日(木) 8時20分～9時00分、 12時20分～13時00分
- 2 場所 関西大学千里山キャンパス 正門付近
大阪府吹田市山手町3-3-35(阪急千里線「関大前」駅北改札から徒歩約5分)
- 3 主催 関西大学

以上

【添付資料】

- 1 配布チラシ見本(学生配布用・店舗配布用)

【参考データ】

- 1 「全国学生アルコール・ハラスメント(アルハラ)WEBアンケート」
<特定非営利活動法人ASK(アスク)実施>
- 2 急性アルコール中毒などによる死者数 <特定非営利活動法人ASK(アスク)まとめ>

この件に関するお問い合わせ先

関西大学 広報室広報課 担当: 石田 依藤

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 Tel. 06-6368-1131 Fax. 06-6368-1266

www.kansai-u.ac.jp

「昔からの伝統で飲ませただけ…」
「その場の雰囲気です…」



「まさか死ぬとは思わなかった」

そんな安易な行為や判断が、大切な仲間の命を奪うこともあります。

STOP！！ 未成年飲酒！！
STOP！！ アルハラ！！

過去に他大学で発生した未成年飲酒による事故の事例 ケース①(卒業生を送る会で)

午後8時からクラブの「卒業生を送る会に参加」。会には部員21名が参加していた。
(内4名が未成年)

男子部員(1年生)は1次会でビールと日本酒を飲み、イッキ飲みも2、3回行った。2次会に移った直後、店内で吐くなどし、他の部員2名がタクシーで同市内の別の部員宅に運び、午後11時過ぎに寝かせた。

翌午前6時50分頃、同じ部屋に寝ていた他の部員が男子部員が冷たくなっているのに気がつき、110番通報した。その後、救急車で市内の病院に運ばれたが死亡が確認された。

ケース②(新入生歓迎合宿で)

キャンプ場でのサークルの新入生歓迎合宿に参加していた。

男子部員(1年生)はイッキコールの中で焼酎水割り7、8杯をイッキ飲みした。

その後、夜中過ぎに男子部員の異状に気づいた別の部員が119番通報したが、救急車が駆け付けた時点で男子部員の心肺機能は既に停止しており、死亡が確認された。

*特定非営利活動法人ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)HPより

これらの事例は氷山の一角です。

あなたの身近でもこのような仲間の命を危険にさらすような行為は起きていませんか？

左の事例以外にも、未成年者による飲酒行為やイッキ飲みの強要等による事件・事故は毎年数多く発生しています。事例のような無理な飲酒は、当人の身体に深刻な影響を及ぼす可能性があることはもちろんのこと、未成年者の飲酒行為は法律で禁止されており、その場に同席して飲ませた者、制止しなかった者も罪に問わ

**関西大学
学生センター**

未成年者の飲酒防止にご協力願います

酒類を販売・供与する者は、年齢確認等の措置を講じることが、法律により定められています。

未成年者に対して、酒類を販売・供与した場合は、罪となります。

関西大学では、学生に対して「未成年者(満20歳未満)の飲酒行為の禁止」について、日々指導及び啓発を行っているほか、「適正飲酒」に関するセミナーや講演を実施することで、未成年者の飲酒防止について、全学的に取り組んでいます。

年齢確認の徹底

にご協力を、お願い致します。

日本では、「未成年者飲酒禁止法」により、未成年者が飲酒することを禁止しています。

関西大学学生センター